

第3章 労働争議の調整等

1 労働争議の調整

(1) 概要

令和3年の新規申請件数と係属件数は、ともに6件であり、全て終結し、その内訳は、解決が4件、打切りが2件であった。

また、そのうちコロナ関連（新型コロナウイルス感染症関連をいう。以下同じ。）の申請は1件であり、打切りで終結した。

ア 取扱状況

令和3年に係属した労働争議の調整は、前年からの繰越はなく、新規申請6件のみで、全てが終結し、次年繰越はなかった。

なお、調整手続は、全てあっせんであった。（表1）

表1 取扱状況 (単位：件)

年	区分	係 属 件 数			終結件数	次年繰越
		前年繰越	新規申請	計		
29		5	8	13	12	1
30		1	5	6	6	-
31・元		-	2	2	1	1
2		1	3	4	4	-
3		-	6	6	6	-
平均件数		1.4	4.8	6.2	5.8	0.4

イ 新規申請の状況

(7) 開始事由別状況

開始事由別では、6件全て当事者の申請によるもので、職権によるものはなかった。

また、申請者別では、6件全て組合からの申請であった。（表2）

表2 開始事由別新規申請件数 (単位：件)

年	区分	当 事 者 申 請			職 権	計
		組 合	使 用 者	双 方		
29		7	-	1	-	8
30		5	-	-	-	5
31・元		2	-	-	-	2
2		3	-	-	-	3
3		6	-	-	-	6
平均件数		4.6	-	0.2	-	4.8

(イ) 月別状況

月別にみると、7月が4件、3月と9月が各1件であった。（表3）

表3 月別新規申請件数 (単位：件)

年	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
		29		1	2	-	1	-	-	2	1	-	-	-
30		-	1	-	-	-	2	-	2	-	-	-	-	5
31・元		-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	2
2		-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	3
3		-	-	1	-	-	-	4	-	1	-	-	-	6
平均件数		0.2	0.6	0.2	0.2	-	0.6	1.6	0.8	0.2	-	0.2	0.2	4.8

(ウ) 産業別状況

産業別では、製造業が3件（50%）、教育、学習支援業が2件（33.3%）、サービス業（16.7%）が1件であった。（表9）

(エ) 規模別状況

組合規模別では、組合員数101～200人が3件（50%）、11～20人が2件（33.3%）、51～100人が1件（16.7%）であった。（表4）

企業等規模別では、従業員数10人以下が1件、51～100人が4件、101～200人が1件であった。（表5）

表4 組合規模別新規申請件数 (単位：件)

年	規模 10人 以下	11～ 20人	21～ 50人	51～ 100人	101～ 200人	201～ 500人	501～ 1,000人	1,001人 以上	非公表	計
29	1	-	2	1	1	1	-	2	-	8
30	-	-	2	-	1	-	-	2	-	5
31・元	-	-	1	-	-	-	1	-	-	2
2	1	-	-	-	1	1	-	-	-	3
3	-	2	-	1	3	-	-	-	-	6
平均	0.4	0.4	1.0	0.4	1.2	0.4	0.2	0.8	-	4.8

表5 企業等規模別新規申請件数 (単位：件)

年	規模 10人 以下	11～ 20人	21～ 50人	51～ 100人	101～ 200人	201～ 500人	501～ 1,000人	1,001人 以上	計
29	2	1	1	1	-	-	-	3	8
30	-	1	3	-	-	-	-	1	5
31・元	1	-	-	-	-	-	-	1	2
2	2	1	-	-	-	-	-	-	3
3	1	-	-	4	1	-	-	-	6
平均	1.2	0.6	0.8	1.0	0.2	-	-	1.0	4.8

(オ) 調整事項別状況

新規申請件数は、6件であるが、調整事項が複数ある事件があるため、調整事項別件数は、16件となり、「賃金等」が7件（43.8%）、「団交促進」が5件（31.3%）、労働時間等の「給与以外の労働条件」及び解雇等の「経営又は人事」が各2件（12.5%）であった。（表10）

また、そのうちコロナ関連は、解雇が1件であった。

(カ) 組合系統別状況

組合系統別では、連合、全労連、全労協が各1件（16.7%）、系統なしが3件（50%）であった。

(キ) 発生日域別状況

発生日域別では、6件全てが京都市内であった。

ウ 終結状況

令和3年に係属した6件全てが終結し、解決4件（66.7%）、打切り2件（33.3%）であった。
（表6）

表6 終結状況 (単位：件)

年	区分	解 決			打切り (不応諾)	取下げ	計	(参考) (%)	
		案提示	その他	小 計				解決率	案提示率
29		6	2	8	3(1)	1	12	72.7	54.5
30		1	-	1	4(3)	1	6	20.0	20.0
31・元		1	-	1	-(-)	-	1	100.0	100.0
2		4	-	4	-(-)	-	4	100.0	100.0
3		4	-	4	2(-)	-	6	66.7	66.7
平均件数		3.2	0.4	3.6	1.8	0.4	5.8	66.7	59.3

(注) 1 () は不応諾の件数で、内数である。

$$2 \text{ 解決率} = \frac{\text{解 決}}{\text{解決} + \text{打切り}} \times 100 \quad \text{案提示率} = \frac{\text{案提示}}{\text{解決} + \text{打切り}} \times 100$$

エ 調整回数及び調整係属日数

終結した事件の調整回数は平均1.5回、調整係属日数は平均86.7日であった。
（表7、8）

表7 調整回数 (単位：件)

年	回数	0回	1回	2回	3回	4回	5回	計	平均回数 (0回を除く)
		29	1	6	3	1	1		
30	3	2	-	1	-	-	6	1.7	
31・元	-	-	1	-	-	-	1	2.0	
2	-	4	-	-	-	-	4	1.0	
3	-	4	1	1	-	-	6	1.5	
平均件数		0.8	3.2	1.0	0.6	0.2	-	5.8	1.6

表8 調整係属日数 (単位：件)

年	日数	5日以内	6～10日	11～20日	21～30日	31～50日	51～100日	101日以上	計	平均日数
		29	-	-	-	1	2	4		
30	-	-	-	1	2	2	1	6	57.8	
31・元	-	-	-	-	-	1	-	1	81.0	
2	-	-	-	1	2	1	-	4	43.3	
3	-	-	-	-	1	3	2	6	86.7	
平均件数		-	-	-	0.6	1.4	2.2	1.6	5.8	77.8

表9 産業別新規申請件数

(単位：件)

区分	年	29	30	31・元	2	3	平均件数
農業，林業		-	-	-	-	-	-
建設業		-	-	-	-	-	-
製造業		3	1	-	2	3	1.8
食料品製造業		-	-	-	1	1	0.4
窯業・土石製品製造業		1	1	-	1	1	0.8
金属製品製造業		2	-	-	-	-	0.4
はん用機械器具製造業		-	-	-	-	1	0.2
電気・ガス・熱供給・水道業		-	-	-	-	-	-
情報通信業		-	-	-	-	-	-
運輸業，郵便業		2	1	-	-	-	0.6
道路旅客運送業		1	1	-	-	-	0.4
道路貨物運送業		1	-	-	-	-	0.2
卸売業，小売業		-	1	-	-	-	0.2
金融業，保険業		-	-	-	-	-	-
不動産業，物品賃貸業		-	-	-	-	-	-
学術研究，専門・技術サービス業		-	-	1	-	-	0.2
専門サービス業(他に分類されないもの)		-	-	1	-	-	0.2
宿泊業，飲食サービス業		-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業，娯楽業		-	-	-	-	-	-
教育，学習支援業		-	-	-	-	2	0.4
医療，福祉		1	1	1	-	-	0.6
医療業		1	1	1	-	-	0.6
複合サービス事業		-	-	-	-	-	-
サービス業(他に分類されないもの)		-	1	-	1	1	0.6
機械等修理業		-	-	-	1	-	0.2
政治・経済・文化団体		-	-	-	-	1	0.2
その他のサービス業		-	1	-	-	-	0.2
公務		2	-	-	-	-	0.4
地方公務		2	-	-	-	-	0.4
合 計		8	5	2	3	6	4.8

表 10 調整事項別新規申請件数

(単位：件)

区 分 \ 年	29	30	31・元	2	3	平均件数
組合承認・組合活動	1	-	-	1	-	0.4
協定締結・全面改定	-	-	-	-	-	-
協約効力・解釈	-	-	-	-	-	-
賃 金 等	6	1	3	3	7	4.0
賃 金 増 額	1	1	1	1	2	1.2
一 時 金	2	-	1	1	2	1.2
諸 手 当	-	-	-	1	-	0.2
退職一時金・年金	2	-	-	-	1	0.6
解雇手当・休業手当	-	-	-	-	-	-
その他賃金に関するもの	1	-	1	-	2	0.8
給与以外の労働条件	3	4	-	-	2	1.8
労働時間	-	1	-	-	1	0.4
休日・休暇	1	1	-	-	1	0.6
作業方法の変更	-	-	-	-	-	-
定 年 制	1	1	-	-	-	0.4
その他の労働条件	1	1	-	-	-	0.4
経営又は人事	1	1	-	-	2	0.8
事業休廃止・事業縮小	-	-	-	-	-	-
企業合併・営業譲渡	-	-	-	-	-	-
人員整理	-	-	-	-	-	-
配置転換	1	-	-	-	-	0.2
解 雇	-	1	-	-	1	0.4
その他の経営人事	-	-	-	-	1	0.2
福 利 厚 生	-	-	-	-	-	-
団 交 促 進	3	3	1	3	5	3.0
事 前 協 議 制	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-
合 計	14	9	4	7	16	10.0

(注)複数の調整事項を含む労働争議があるため、本表の件数と新規申請件数とは一致しない。

表 11 年別取扱・処理件数

(単位：件)

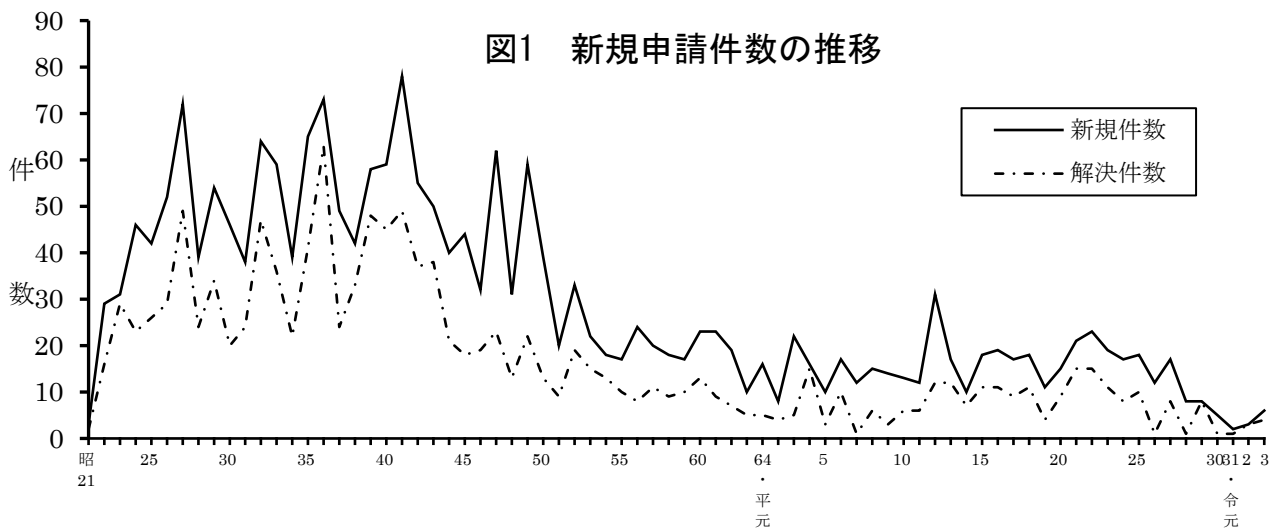
区分 年	係 属 件 数			終 結 件 数				次年繰越
	前年繰越	新規件数	計	解 決	打切り・不調	取下げ	計	
昭和21年	-	3	3	2	-	1	3	-
22	-	29(11)	29(11)	16(6)	4(2)	2	22(8)	7(3)
23	7(3)	31(7)	38(10)	29(8)	6(1)	2(1)	37(10)	1
24	1	46(8)	47(8)	23(5)	13(1)	9(2)	45(8)	2
25	2	42(6)	44(6)	26(1)	5(1)	10(1)	41(3)	3(3)
26	3(3)	52(14)	55(17)	29(5)	13(9)	11(3)	53(17)	2
27	2	72(10)	74(10)	49(3)	12(6)	11(1)	72(10)	2
28	2	39(2)	41(2)	24	6(1)	9(1)	39(2)	2
29	2	54(3)	56(3)	34(1)	9(1)	10	53(2)	3(1)
30	3(1)	46(3)	49(4)	20(1)	10(2)	18(1)	48(4)	1
31	1	38	39	24	3	11	38	1
32	1	64(2)	65(2)	47	8(1)	9(1)	64(2)	1
33	1	59(4)	60(4)	36	8(2)	13(2)	57(4)	3
34	3	39	42	22	11	9	42	-
35	-	65	65	41	15	4	60	5
36	5	73(2)	78(2)	63	11(1)	4(1)	78(2)	-
37	-	49	49	24	7	18	49	-
38	-	42	42	33	4	5	42	-
39	-	58	58	48	9	1	58	-
40	-	59	59	45	9	4	58	1
41	1	78	79	49	9	20	78	1
42	1	55(1)①	56(1)①	37①	17(1)	1	55(1)①	1
43	1	50	51	38	9	4	51	-
44	-	40	40	21	12	6	39	1
45	1	44(3)	45(3)	18	20(3)	3	41(3)	4
46	4	32(3)	36(3)	19(1)	12(2)	4	35(3)	1
47	1	62(20)	63(20)	23(1)	14	26(19)	63(20)	-
48	-	31(5)	31(5)	13	10(1)	7(4)	30(5)	1
49	1	59(20)	60(20)	22(4)	13	25(16)	60(20)	-
50	-	39(1)①	39(1)①	13	20(1)	6①	39(1)①	-
51	-	20	20	9	7	4	20	-
52	-	33	33	19	10	4	33	-
53	-	22	22	15	4	2	21	1
54	1	18	19	13	2	3	18	1
55	1	17	18	10	4	4	18	-
56	-	24	24	8	5	5	18	6
57	6	20	26	11	8	6	25	1
58	1	18	19	9	6	3	18	1
59	1	17	18	10	3	4	17	1
60	1	23	24	13	6	3	22	2
61	2	23	25	9	9	6	24	1
62	1	19	20	7	10	2	19	1
63	1	10	11	5	3	2	10	1
平成元年	1	16	17	5	8	2	15	2
2	2	8	10	4	3	-	7	3
3	3	22	25	5	5	4	14	11
4	11	16	27	15	10	1	26	1
5	1	10	11	3	6	-	9	2

(単位：件)

年	区分	係 属 件 数			終 結 件 数				次年繰越
		前年繰越	新規件数	計	解 決	打切り・不調	取下げ	計	
6		2	17	19	10	4	4	18	1
7		1	12(1)	13(1)	1	11(1)	1	13(1)	-
8		-	15	15	6	4	4	14	1
9		1	14	15	3	6	4	13	2
10		2	13②	15②	6②	6	1	13②	2
11		2	12	14	6	7	-	13	1
12		1	31(11)③	32(11)③	12③	17(11)	2	31(11)③	1
13		1	17	18	12	4	1	17	1
14		1	10	11	7	3	1	11	-
15		-	18	18	11	3	-	14	4
16		4	19	23	11	8	2	21	2
17		2	17	19	9	5	2	16	3
18		3	18	21	11	8	-	19	2
19		2	11	13	4	7	1	12	1
20		1	15	16	9	4	-	13	3
21		3	21	24	15	5	1	21	3
22		3	23	26	15	5	1	21	5
23		5	19	24	11	8	2	21	3
24		3	17	20	8	8	3	19	1
25		1	18	19	10	8	1	19	-
26		-	12	12	1	7	-	8	4
27		4	17	21	8	8	1	17	4
28		4	8	12	1	5	1	7	5
29		5	8	13	8	3	1	12	1
30		1	5	6	1	4	1	6	-
31・元		-	2	2	1	-	-	1	1
2		1	3	4	4	-	-	4	-
3		-	6	6	4	2	-	6	-
計			2,184 (137)⑦		1,263 (36)⑥	568 (48)	353 (53)①	2,184 (137)⑦	

(注) 1 ()内は調停、○内は仲裁の件数で、内数である。

2 昭和42年の仲裁は、仲裁委員会を設けずに対処した任意仲裁である。



(2) 係属状況一覧表

事件番号 業種	事件の概要	終結 内容	調整区分 申請者区分 労：組合 使：使用者 双：双方	申請年月日 調整員指名年月日 終結年月日	調整回数 係属日数 調整日数	調整員
令3-1 食料品製造業	組合が、不誠実団交の是正、組合員の職務給の賃上げが5年間なかったことを踏まえた賃上げを求めあつせんを申請 ----- 【打ち切り理由】 当事者双方の主張に隔たりがあり、合意に至らなかったため	打ち切り	あつせん 労	3.3.4 3.3.8 3.4.27	1回 55日 51日	橋本(公) 鍛冶(労) 南島(使)
令3-2 教育、学習支援業	組合が、不誠実団交の是正、財務資料の提示などを求めてあつせんを申請 ----- 【あつせん案要旨】 労使双方は、相互の立場を踏まえた良好な労使関係の構築を図るとともに、今後の団体交渉において、使用者は組合員の労働条件に係る必要な資料を提示の上、丁寧に説明を行い、誠実に交渉する。	解決	あつせん 労	3.7.1 3.7.2 3.12.2	2回 155日 154日	土田(公) 山本(労) 石津(使)
令3-3 教育、学習支援業	組合が、団体交渉の開催並びに組合員の労働条件の不利益変更の是正、未払い賃金の支払い、雇用契約の確認を求めてあつせんを申請 ----- 【あつせん案要旨】 労使双方は、経営環境の変化に伴う労働条件のあり方について、今後、必要に応じ、誠実に団体交渉を行う。	解決	あつせん 労	3.7.2 3.7.7 3.10.8	1回 99日 94日	藤井(公) 穂山(労) 倉垣(使)
令3-4 政治・経済・文化団体	組合が、組合員の解雇撤回を求めあつせんを申請 ----- 【打ち切り理由】 当事者双方の主張に隔たりがあり、合意に至らなかったため	打ち切り	あつせん 労	3.7.9 3.7.13 3.11.1	3回 116日 112日	青木(公) 松本(労) 塩尻(使)
令3-5 窯業・土石製品製造業	組合が、夏季一時金支給、団体交渉の開催を求めてあつせんを申請 ----- 【あつせん案要旨】 労使双方は、誠実に団体交渉を行い、一時金の早期支給に努める、今後一時金を本来の支給日に間に合うよう団体交渉日程を調整・決定する、相互理解を図り、信頼関係醸成に努める。	解決	あつせん 労	3.7.19 3.7.20 3.8.24	1回 37日 36日	藤井(公) 山本(労) 倉垣(使)

事件番号 業種	事件の概要	終結 内容	調整区分 申請者区分 労：組合 使：使用者 双：双方	申請年月日 調整員指名年月日 終結年月日	調整回数 係属日数 調整日数	調整員
令3-6 はん用機械器具 製造業	<p>組合が、賃上げ、一時金及び退職金に関する正規職員と非正規職員の格差解消を求めてあっせんを申請</p> <p>-----</p> <p>【あっせん案要旨】 使用者は、組合に対し、組合からの質問書への回答書及び正社員の賃金引上額・一時金平均額を記載した書面の提出並びに経営状況に関する資料を団交で提示する。</p>	解決	あっせん 労	 3.9.2 3.9.3 3.10.29	 1回 58日 57日	 笠井(公) 師玉(労) 安藤(使)

(注) 「係属日数」は申請日から終結日までの日数で、「調整日数」は調整員指名日から終結日までの日数である。

2 争議行為予告通知及び実情調査

(1) 争議行為予告通知の状況

令和3年において、当委員会が受理した労調法第37条第1項の規定による公益事業の争議行為予告通知は45件である。業種別にみると、全てが医療であった。(表1)

表1 争議行為予告通知取扱状況 (単位：件)

年	業種	運輸	郵便・電気通信	水道・電気・ガス	医療	公衆衛生	計
29		-	-	-	50*	-	50
30		-	-	-	52*	-	52
31・元		-	-	-	50*	-	50
2		-	-	-	50*	-	50
3		-	-	-	45	-	45
平均件数		-	-	-	49.4	-	49.4

(注) ※は、他府県にも争議行為実施場所があるため中央労働委員会へ報告したもの

(2) 実情調査の状況

令和3年に実施した労働委員会規則第62条の2第1項の規定による労働争議の実情調査の件数は70件である。業種別にみると、医療48件、運輸22件であった。(表2)

また、これを労働争議の調査事項別にみると、延べ105件である。(表3)

表2 業種別実情調査取扱状況 (単位：件)

年	業種	公益事業					小計	非公益事業	計
		運輸	郵便・電気通信	水道・電気・ガス	医療	公衆衛生			
29		27	-	-	50	-	77	-	77
30		16	-	-	52	-	68	-	68
31・元		21	-	-	50	-	71	-	71
2		14	-	-	53	-	67	-	67
3		22	-	-	48	-	70	-	70
平均件数		20.0	-	-	50.6	-	70.6	-	70.6

表3 調査事項別取扱状況

(単位：件)

年	区分	賃金等				小計	給与以外の労働条件		経営人事	計
		賃上げ	一時金	諸手当	その他		労働時間	休日休暇		
29		37	70	-	-	107	6	-	6	119
30		36	67	-	-	103	-	-	-	103
31・元		37	64	-	-	101	6	-	6	113
2		38	66	-	-	104	-	-	-	104
3		36	63	-	-	99	-	5	1	105
平均件数		36.8	66.0	-	-	102.8	2.4	1.0	2.6	108.8